

令和4年度遠野市人事行政の運営等の状況

行政運営の透明性を高めるため、市職員の給与や勤務条件などについて、地方公務員法及び条例に基づき、人事行政の運営等の状況についてお知らせします。

1 任免及び人数の状況

(1) 採用の状況（令和4年4月1日採用）

（単位：人）

	区分	採用予定者数	競争試験					
			第1次試験			第2次試験		
			申込者数	受験者数	合格者数	受験者数	合格者数	採用者数
9月試験	一般事務	若干名	19	15	10	9	2	1
	一般事務(障がい者)	1名程度	—	—	—	—	—	—
	土木技師	1名程度	—	—	—	—	—	—
	消防職員	1名程度	10	9	4	3	3	3
追加	一般事務	若干名	15	15	6	6	2	2
	一般事務(障がい者)	1名程度	—	—	—	—	—	—
	計		44	39	20	18	7	6

(2) 退職の状況（令和4年度）

（単位：人）

区分	定年退職	勸奨退職	普通退職	その他				合計
				分限免職	懲戒免職	失職	死亡退職	
退職者数	2	4	5	—	1	—	—	12

(3) 職員数の状況

ア 部門別職員数

（単位：人）

部門	区分	職員数			主な増減理由	
		令和3年	令和4年	対前年増減数		
普通会計	福祉関係を除く一般行政	議 会	4	4	0	
		総 務	64	61	△ 3	
		税 務	15	15	0	
		労 働	0	0	0	
		農 林 水 産	26	22	△ 4	
		商 工	19	17	△ 2	
		土 木	16	17	1	
		小 計	144	136	△ 8	
	福祉関係	民 生	34	34	0	
		衛 生	29	33	4	
		小 計	63	67	4	
	一般行政部門計		207	203	△ 4	
	教 育		48	46	△ 2	
消 防		49	51	2		
普通会計計		304	300	△ 4		
会計部門 公営企業等	病 院	4	4	0		
	水 道	6	6	0		
	下 水 道	5	4	△ 1		
	交 通	0	0	0		
	そ の 他	13	13	0		
	小 計	28	27	△ 1		
総 合 計		332	327	△ 5		
		[400]	[400]	0		

(注)

- 職員数は、一般職に属する職員数です。
- 令和3年の人数は、令和3年4月1日現在の人数です。
- 令和4年の人数は、令和4年4月1日現在の人数です。
- []内は、条例定数の合計です。

イ 年齢別職員数（令和4年4月1日現在） （単位：人）

区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	2	14	24	25	27	26	30	64	45	41	27	2	327

（注） 職員数は、一般職に属する職員数です。

ウ 一般行政職の級別職員数等の状況（令和4年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	参考	
				1年前の構成比	5年前の構成比
7級	部長	10	4.6%	5.8%	6.1%
6級	課長、主幹	27	12.5%	13.4%	13.2%
5級	課長補佐、副主幹	31	14.4%	10.7%	10.1%
4級	係長、主査	53	24.5%	21.9%	23.7%
3級	主任	57	26.4%	30.4%	32.0%
2級	主事、技師	18	8.3%	8.9%	6.1%
1級	主事、技師	20	9.3%	8.9%	8.8%

（注）

- 1 行政職給料表の級区分による職員数です。
- 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。
- 3 職員を職種別に区分すると、一般行政職（一般事務職員）、税務職（税務課職員）、医療職（看護師、保健師、医師、栄養士）、企業職（水道事務所職員）、技能労務職（用務員、調理員）などがあります。表では、職員の大半を占める一般行政職を掲載しました。

エ 定員管理計画の数値目標

計画期間		数値目標
始期	終期	
令和3年度	令和7年度	2人の減

オ 定員管理計画の進捗状況（実績）の概要 各年4月1日 （単位：人）

		平成17年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年
数値目標		—	339	337	333	336	333	335	329
実績	減員			12	11	—	—	—	
	増員			5	6	—	—	—	
	差引			△7	△5	—	—	—	
	職員数	459	339	332	327	—	—	—	

（注）計画期間は、令和3年度～令和7年度までの5年間です。（第4次遠野市定員管理計画）

2 人事評価の状況

地方公務員法の改正により、平成28年度から人事評価制度が法律上の制度として導入され、本市においても、「遠野市職員の人事評価実施規程」により、評価項目の明示や評価結果の本人への開示などの仕組みを導入し、能力評価及び業績評価の両面から評価して人事管理の基礎とすることを定めています。

3 給与の状況

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区分	住民基本台帳人口 (令和3年1月1日現在)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 令和2年度の人件費率
令和3年度	25,526人	22,809,388千円	879,544千円	2,823,792千円	12.4%	12.7%

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給与費				一人当たり 給与費 B/A
		給料	職員手当	期末勤勉手当	計 B	
令和3年度	304人	1,167,915千円	205,527千円	445,481千円	1,818,923千円	5,983千円

- 1 職員手当には、退職手当を含みません。
- 2 職員数は、令和3年4月1日現在の職員数です。

(3) ラスパイレス指数の状況(令和4年4月1日現在)

	遠野市	類似団体	全国市平均
指数	96.8	97.3	98.7

(注)

- 1 ラスパイレス指数とは、国家公務員の月額給料を100とした場合の水準を示す指数です。
- 2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものです。

(4) 職員の平均年齢、平均給料月額(令和4年4月1日現在)

区 分		遠野市		国	
一般行政職	平均給料月額	331,200	円	323,711	円
	平均年齢	43.8	歳	42.7	歳
技能労務職	平均給料月額	310,900	円	286,570	円
	平均年齢	48.9	歳	51.1	歳

(注)

平均給料月額とは、令和4年4月1日現在におけるそれぞれの職種ごとの職員の基本給の平均です。

(5) 職員の初任給の状況(令和4年4月1日現在)

区 分		遠野市 初任給		国 初任給	
一般行政職	大学卒	173,200	円	182,200	円
	高校卒	151,900	円	150,600	円

(6) 経験年数別・学歴別平均給料月額(令和4年4月1日現在)

区 分		経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
一般行政職	大学卒	250,500円	287,400円	324,600円
	高校卒	217,400円	254,000円	310,000円

(注)

経験年数とは、卒業後すぐに採用され、引続き勤務しているときの採用後の年数です。

(7) 期末勤勉手当(令和4年4月1日現在)

区分	遠野市			一般行政職の加算率	
	6月期	12月期	計	3級5%	6級13%
期末手当	1.225	1.225	2.45	4級7%	7級15%
勤勉手当	0.925	0.925	1.85	5級9%	

(8) 退職手当(令和4年4月1日現在)

区 分		遠野市		国	
		自己都合	勸奨・定年	自己都合	勸奨・定年
支給率	勤続20年	19.6695月分	24.586875月分	19.6695月分	24.586875月分
	勤続25年	28.0395月分	33.27075月分	28.0395月分	33.27075月分
	勤続35年	39.7575月分	47.709月分	39.7575月分	47.709月分
	最高限度額	47.709月分	47.709月分	47.709月分	47.709月分
定年前早期退職特例措置	—	2~45%加算	—	2~45%加算	
退職時昇給	—	定年：無 勸奨：4~8号給	—	—	
一人当たり平均支給額		21,013千円			

(注) 一人当たり平均支給額は、前年度に退職した職員に支給された平均額です。

(9) 地域手当(令和4年4月1日現在)

支給実績(令和3年度決算)	0千円
支給職員の1人当たりの平均支給年額(令和3年度決算)	0千円

(10) 特殊勤務手当 (令和4年4月1日現在)

支給実績 (令和3年度決算)		9,740	千円
支給職員1人当たり平均支給年額 (令和3年度決算)		259,200	円
職員全体に占める手当支給職員の割合 (令和3年度)		11.3	%
手当の種類			
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給単価
医学研究手当	国民健康保険診療所に勤務する医師	医師の診療行為にかかる医学向上業務	月額70万円以内で市長が定める額
往診手当	国民健康保険診療所に勤務する医師	往診(死体検案のための医師派遣を含む。)業務	往診につき往診料(医師派遣料を含む。)の2分の1に相当する額
出張診療手当	国民健康保険診療所に勤務する医師	当該診療所以外の診療所に出張し、診療する業務	月額30万円以内で市長が定める額
救急業務手当	救急救命士の資格を上記以外の消防職員	救急業務	1回につき510円
		救急業務	1回につき240円
火災等出動手当	消防職員	火災その他災害業務	1回につき380円
夜間特殊業務手当	消防職員	正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。)において行われる業務	深夜の全部を含む勤務1回につき980円
			深夜の一部を含む勤務(深夜における勤務時間2時間以上の場合)1回につき650円
			深夜の一部を含む勤務(深夜における勤務時間2時間未満の場合)1回につき410円

(11) 時間外勤務手当

支給実績 (令和3年度決算)	70,692	千円
支給職員1人当たり平均支給年額 (令和3年度決算)	240	千円

(12) その他の手当 (令和4年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (令和3年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和3年度決算)
扶養手当	扶養親族である配偶者6,500円。子10,000円。父母等6,500円。16~22歳の子がいる場合5,000円加算	同じ		45,497 千円	255,600 円
通勤手当	交通機関利用者上限は、50,000円。交通用具利用者は、2km以上の者に対し、2,250円から24,500円の範囲で距離に応じて支給	異なる	交通用具利用者の使用距離区分が異なる。	23,281 千円	104,400 円
住居手当	借家・借間は、家賃23,000円以下の場合12,000円を控除した額。23,000円を超える場合は、超えた額の1/2(16,000円を限度)に11,000円を加算した最高支給限度額27,000円	異なる	支給対象となる家賃額の下限及び手当額の上限	14,021 千円	304,800 円
宿日直手当	宿直又は日直の勤務命ぜられた職員に支給(勤務1回4,200円)	同じ		0 千円	0 円

夜間勤務手当	正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務することを命ぜられた職員に支給（1時間：勤務1時間当たりの給与額の25/100）	同じ		3,557 千円	91,200 円
休日勤務手当	休日に勤務を命ぜられた職員に支給（1時間：勤務1時間当たりの給与額の135/100）	同じ		6,437 千円	178,800 円
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員に支給（部長級41,200円、課長級28,000円、出張所長26,500円）	異なる	支給単価	16,956 千円	376,800 円
管理職員特別勤務手当	臨時又は緊急の必要により管理職員等が週休日又は休日等に勤務した場合に支給（勤務1回：6,000円又は4,000円）	同じ		0 千円	0 円
寒冷地手当	11月から3月までの各月の初日に在職する職員に支給（月額：7,360円～17,800円）	同じ		21,799 千円	67,700 円
単身赴任手当	異動に伴い、住居を移転し、やむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員に支給（月額30,000円、交通距離による加算有り）	同じ		0 千円	0 円
初任給調整手当	医療職給料表の適用を受ける医師に支給	同じ		4,978 千円	4,977,600 円

(13) 特別職の報酬等の状況（令和4年4月1日現在）

区分		給料月額等	
給料	市長	789,000円	
	副市長	654,000円	
	教育長	568,000円	
報酬	議長	375,000円	
	副議長	326,000円	
	議員	302,000円	
期末手当	市長	6月期 1.50月分	計 3.0月分
	副市長	12月期 1.50月分	
	教育長		
	議長	6月期 1.575月分	計 3.15月分
	副議長	12月期 1.575月分	
	議員		
退職手当	算定方式		支給時期
	市長	給料月額×在職月数×0.4038	任期ごと
	副市長	給料月額×在職月数×0.2328	任期ごと
	教育長	給料月額×在職月数×0.1800	任期ごと

4 勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 勤務時間の状況（令和4年4月1日現在）

1週間の勤務時間	勤務時間の割振り	
	勤務時間	休憩時間
38時間45分	午前8時30分から午後5時15分まで	正午から午後1時

(2) 年次休暇の状況（令和4年1月1日～令和4年12月31日）

総取得日数	全対象職員数	平均取得日数
B	C	B/C
日	人	日
2033.2	199	10.2

(注)

- 1 総付与日数とは、令和4年1月1日現在において各職員に付与された日数（前年からの繰越分を含む。）の全対象職員の合計です。
- 2 全対象職員とは、令和4年1月1日から令和4年12月31日までの全期間を在職した一般職員の数を行います。なお、当該期間の中途に採用された者及び退職した者並びに当該期間中に育児休業、休職の事由がある職員並びに派遣職員は除くものとします。

(3) 病気休暇の状況（令和4年度）

区 分	人 数
公務上又は通勤による負傷若しくは疾病	0
結核性疾患	0
上記以外	6

(注) 令和4年度に1週間以上連続して病気休暇をした人数です。

(4) 特別休暇の導入状況（令和4年4月1日）

区 分	休暇の期間
選挙権その他公民としての権利を行使する場合	必要な期間
裁判員、証人、鑑定人、参考人等として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他官公署へ出頭する場合	必要な期間
予防接種又は健康診断を受ける場合（法令又は任命権者の定めるところによる場合に限る。）	必要と認められる期間
骨髄移植のための骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のための末梢血幹細胞の提供希望者としてその登録を実施する者に対して登録の申出を行い、又は配偶者、父母、子及び兄弟姉妹以外の者に骨髄移植のための骨髄若しくは末梢血管細胞移植のための末梢血管細胞を提供する場合で、当該申出又は提供に伴い必要な検査、入院等のため勤務しないことがやむを得ないと認められるとき	必要と認められる期間
自発的に、かつ、報酬を得ないで社会に貢献する活動（専ら親族に対する支援となる活動を除く。）を行う場合	一の年において5日の範囲内の期間
地震、暴風雨、噴火等により相当規模の災害が発生した被災地又はその周辺の地域における生活関連物資の配布その他の被災者を支援する活動	
障害者支援施設、特別養護老人ホームその他の主として身体上若しくは精神上の障害がある者又は負傷し、若しくは疾病にかかった者に対して必要な措置を講ずることを目的とする施設であって市長が定めるものにおける活動 上記に掲げる活動のほか、身体上若しくは精神上の障害、負傷又は疾病により常態として日常生活を営むのに支障がある者の介護その他の日常生活を支援する活動	
結婚する場合で、結婚式、旅行その他の結婚に伴い必要と認められる行事等のため勤務しないことが相当であると認められるとき	市長が定める期間内における連続する7日の範囲内の期間
妊娠中の女性職員が妊娠に起因する障害（病気休暇に該当するものを除く。）のため勤務することが著しく困難であると認められる場合	10日の範囲内の期間
妊娠中又は出産後1年以内の女性職員が、母子保健法（昭和40年法律第141号）第10条の保健指導又は同法第13条の健康診査を受けるため勤務しないことが相当であると認められる場合	市長の定める範囲内の期間
妊娠中の女性職員の業務が、母体又は胎児の健康保持に影響があると認められる場合	適宜休息し、又は補食するために必要な時間の範囲内の期間
妊娠中の女性職員が通勤に利用する交通機関の混雑の程度又は当該職員が通勤に自動車等を使用する場合の通勤経路の渋滞の程度が、母体又は胎児の健康保持に影響があると認められる場合	勤務時間の始め又は終わりにおいて、1日を通じて1時間を超えない範囲内の期間

6週間(母性保護のため必要がある場合にあつては8週間、多胎妊娠の場合にあつては14週間)以内に出産する予定である女性職員が請求した場合	出産の日までの請求した期間
出産した場合	出産の日の翌日から8週間を経過する日までの期間
生後1年6月に達しない子を育てる職員が、その子の保育のための時間を請求した場合	1日2回それぞれ1時間の期間
小学校就学の始期に達するまでの子(配偶者の子を含む。)を養育する職員が、その子の看護(負傷し、又は疾病にかかったその子の世話をを行うことをいう。)のため勤務しないことが相当であると認められる場合	一の年において5日の範囲内の期間(2人以上の場合は10日)
配偶者、父母、子、配偶者の父母等で負傷、疾病又は高齢により2週間以上の期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものの介護その他市長が定める世話をを行う職員が、当該世話をを行うために勤務しないことが相当と認められる場合	一の年において5日の範囲内の期間(2人以上の場合は10日)
生理日の就業が著しく困難であるとして請求した場合	2日の範囲内の期間
妻の出産に伴い勤務しないことが相当であると認められる場合	市長が定める期間内における3日の範囲内の期間
職員の妻が出産する場合であつてその出産予定日の6週間(母性保護のため必要がある場合については8週間、多胎妊娠の場合にあつては14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの期間にある場合において、当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子(妻の子を含む。)を養育する職員が、これらの子の養育のため勤務しないことが相当であると認められるとき	当該期間内における5日の範囲内の期間
職員の親族が死亡した場合で、職員が葬儀、服喪その他親族の死亡に伴い必要と認められる行事等のため勤務しないことが相当であると認められるとき	親族の区分により1日～10日(葬儀等のため遠隔の地に赴く場合にあつては、往復に要する日数を加えた日数)の範囲内の期間
配偶者、父母又は子の追悼のための特別な行事のため勤務しないことが相当であると認められる場合	1日の範囲内の期間
夏季における盆等の諸行事、心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実のため勤務しないことが相当であると認められる場合	一の年の7月から9月までの期間内における5日の範囲内の期間
地震、水害、火災その他の災害により職員の現住居が滅失し、又は損壊した場合で、職員が当該住居の復旧作業等のため勤務しないことが相当であると認められるとき	7日の範囲内の期間
地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等により出勤することが著しく困難であると認められる場合	必要と認められる期間
地震、水害、火災その他の災害時において、職員が退勤途上における身体の危険を回避するため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合	必要と認められる期間
その他任命権者が必要と認めた場合	必要と認められる期間

(5) 介護休暇の取得状況(令和4年度)

(単位:人)

	取得者数	要介護者(職員との続柄別)							
		配偶者	父母	子	配偶者の父母	祖父母	兄弟姉妹	孫	その他
男性	0	0	0	0	0	0	0	0	0
女性	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計	0	0	0	0	0	0	0	0	0

5 休業の状況

(1) 育児休業及び育児のための部分休業の取得状況（令和4年度） （単位：人）

区 分	男性職員	女性職員	計
令和4年度中に新たに育児休業が取得可能となった職員	9	3	12
令和4年度中に新たに育児休業を取得した職員	0	3	3
令和4年度中に新たに育児休業が取得可能となった職員の取得率	0.0%	100.0%	25.0%
令和3年度から引続き育児休業を取得している職員	0	5	5
令和3年度中に新たに部分休業を取得した職員	0	0	0
令和3年度から引続き部分休業を取得している職員	0	0	0

(2) 自己啓発等休業（令和4年度） （単位：人）

	取得者数	教育施設				奉仕活動		
		大学院	大学	外国の 大学等	その他	奉仕活動	姉妹都市	その他
男性	0	0	0	0	0	0	0	
女性	0	0	0	0	0	0	0	
計	0	0	0	0	0	0	0	

6 分限及び懲戒処分状況

(1) 分限処分者数（令和4年度）

処分事由	降任	免職	休職	計
勤務成績がよくない場合	0	0	0	0
心身の故障の場合	0	0	2	2
職に必要な適格性を欠く場合	0	0	0	0
職制、定数の改廃又は予算の減少により 廃職又は過員を生じた場合	0	0	0	0
刑事事件に関し起訴された場合	0	0	1	1
条例で定める事由による場合	0	0	0	0
計	0	0	3	3

(2) 懲戒処分者数（令和4年度）

処分事由	処分の種類	戒告	減給	停職	免職	計
一般服務違反関係（欠勤、勤務態度不良等）		0	0	0	0	0
公金官物取扱い（横領、窃取等）		0	0	0	1	1
公務外非行関係（傷害、金銭関係等の非行）		0	0	0	0	0
交通事故・道路交通法違反		0	0	0	0	0
監督責任		1	2	0	0	3
計		1	2	0	1	4

7 服務の状況

(1) 職務専念義務免除の導入状況（令和4年4月1日）

研修を受ける場合	
厚生に関する計画の実施に参加する場合	
規則で定めるもの	職務に関連ある国又は他の地方公共団体の公務員としての職を兼ね、その職に属する事務を行う場合
	行政の運営上、特に必要と認められる会社その他の団体における職を兼ね、その職に属する事務を行う場合
	国又は地方公共団体若しくは会社その他の団体から委嘱を受けて、臨時に講演講義等を行う場合
	職務に関連ある試験等を受ける場合
任命権者が特に必要と認める場合	

(3) 公務災害及び通勤災害の認定状況（令和4年度）

区 分	公務災害	通勤災害	計
件 数	0	0	0

(4) 勤務条件に関する措置の要求の状況（令和4年度）

令和3年度末係属件数	令和4年度中の新規要求件数	令和4年度末係属件数
0	0	0

(5) 不利益な処分についての不服申立ての状況（令和4年度）

令和3年度末係属件数	令和4年度中の新規申立て件数	令和4年度末係属件数
0	0	0